

いつまでも、健康で暮らしたいという
高齢者の願いに寄り添い、住み慣れた地域で、すべてのひとが
心豊かに生きられる福祉のまちづくりを目指して!!

みんな安心・中芸地域の

介護保険



2024~2026年度版
中芸広域連合

●介護保険制度のしくみ	3
介護保険の基本的な考え方	3
介護をみんなで支えあうしくみです	3
介護保険の被保険者	4
65歳になると保険証が交付されます	5
●介護保険料の決め方と納め方	6
介護保険料を納めてみんなで介護を支えます	6
介護保険料の決め方	8
65歳以上の方の場合（第1号被保険者）	
保険料の納め方	10
●認定をうける	12
申請から認定までの流れ	12
①要介護認定の申請をします	
②認定調査が行われます	
③審査・判定をします	
④認定結果が通知されます	
●サービスを利用する	14
認定通知からサービス利用までの流れ	14
要介護1～5の方	
要支援1・2または非該当の方	
中芸地区で利用できるサービスの種類	16
要介護1～5の方 在宅サービス	
要介護1～5の方 施設サービス	
要支援1・2の方 介護予防サービス	
在宅での生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	
契約するときの注意点	24
●介護予防・日常生活支援総合事業	25
地域を支える ～ご近所づきあいから地域参加へ～	25
●地域包括支援センターについて	26
地域包括支援センターは、地域の皆さんの安心を支えます	26
中芸地区の介護保険サービス事業所一覧	28

介護保険制度のしくみ

介護保険の基本的な考え方

中芸広域連合では、介護保険法に基づき、高齢者が介護が必要な状態となることをできる限り防ぐとともに、たとえ要介護状態となってもその軽減や悪化の防止を図り自立した日常生活を送れるよう支援することを基本的な考え方として介護保険の運営を行っています。

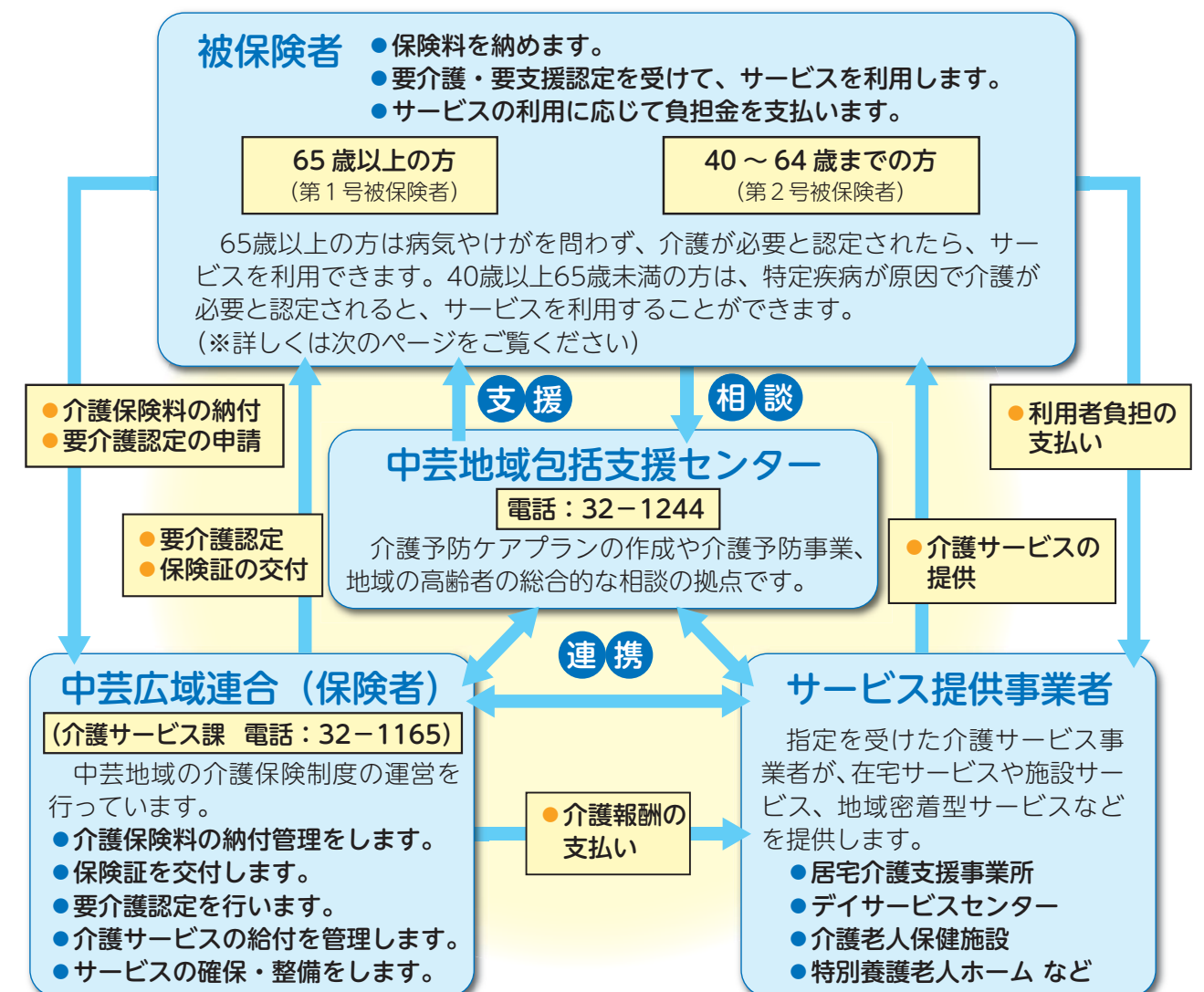
介護保険法 ～抜粋～

第1条（目的） この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条第1項（国民の努力及び義務） 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護をみんなで支えあうしくみです

奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村の介護保険は、『中芸広域連合』が保険者となり運営しています。40歳以上の皆様が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみです。



介護保険の被保険者

40 歳以上の中芸地域にお住まいの方は、中芸広域連合が運営する介護保険の被保険者です。被保険者は年齢により 2 種類に分かれ、65 歳以上の方は「第 1 号被保険者」、40 歳から 65 歳未満の方は「第 2 号被保険者」となります。

65 歳以上の方 → 第 1 号被保険者

○サービスが利用できる人は

介護や日常生活に支援が必要になったときに、中芸広域連合の認定を受けて、サービスを利用することができます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

○介護保険料の納付の仕方

年金からの天引き、または口座振替や納付書による納付。

40 歳以上 65 歳未満の方 → 第 2 号被保険者

○サービスが利用できる人は

老化が原因とされる病気（**特定疾病**）により介護や支援が必要となったときに、中芸広域連合の認定を受けて、サービスが利用できます。

○介護保険料の納付の仕方

毎月納めていただいている、国民健康保険や社会保険などの医療保険に一定の額が介護保険料として加算され、納められています。

特定疾病（16疾患）

- | | | |
|---|---|---|
| ●骨折を伴う骨粗鬆症
<small>こっせつ ともな こつ そ しょうしょう</small> | ●脊柱管狭窄症
<small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small> | ●閉塞性動脈硬化症
<small>へいそくせいどうみやくこう か しょう</small> |
| ●後縦靱帯骨化症
<small>こうじゅうじんたいこつ か しょう</small> | ●初老期における認知症
<small>しやうろう き にん ち しょう</small> | ●早老症
<small>そうろうしょう</small> |
| ●慢性閉塞性肺疾患
<small>まんせいへいそくせいはいしっかん</small> | ●脊髄小脳変性症
<small>せきずいしょうのうへんせいしょう</small> | ●多系統萎縮症
<small>た けいとう い しゆくしょう</small> |
| ●関節リウマチ
<small>かんせつ</small> | ●筋萎縮性側索硬化症
<small>きん い しゆくせいそくさくこう か しょう</small> | |
| ●脳血管疾患（外傷性は含まない）
<small>のうけっかんしっかん がいしやうせい ぶく</small> | | |
| ●がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） | | |
| ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
<small>しんこうせいかくじやうせい ま ひ だいのう ひ しつ きていかくへんせいしょう びやう</small> | | |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
<small>とうようびやうせいしんけいしょうがい とうようびやうせいじんしょう とうようびやうせいもうまくしょう</small> | | |
| ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
<small>りやうそく しつかんせつ こ かんせつ いちじ へんけい ともな へんけいせいいかんせつしょう</small> | | |

65歳になると保険証が交付されます

65 歳になった方には、中芸広域連合から保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。この保険証は、介護サービスを利用するときに欠かせないものですから、大切に扱いましょう。

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		性別
交付年月日		年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		中 芸 広 域 連 合 中芸広域連合	

介護保険の認定申請、事業所との契約時に必要となりますので、大切に持っていてくださいね！



介護保険負担割合証			
交付年月日 年 月 日			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		性別
利用者負担の割合		適 用 期 間	
割		開始年月日	年 月 日
		終了年月日	年 月 日
割		開始年月日	年 月 日
		終了年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印		中 芸 広 域 連 合 中芸広域連合	

要介護・要支援の認定を受けた方に、サービスの負担割合（1 割から 3 割）を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます！

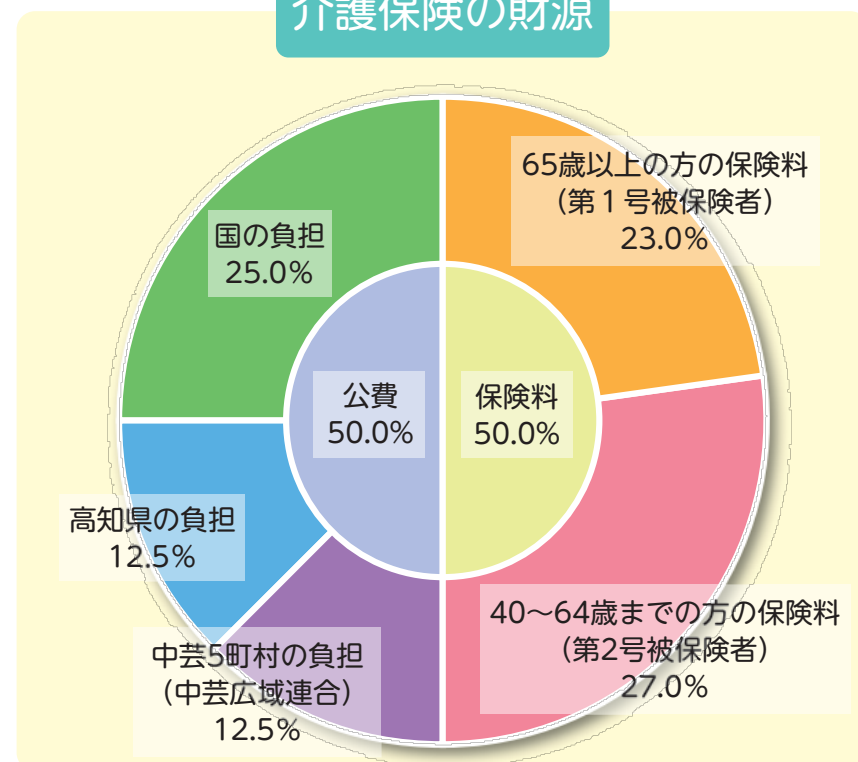


介護保険料の決め方と納め方

介護保険料を納めてみんなで介護を支えます

介護保険は、国、県、市町村の公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、みんなが安心してサービスを利用できるように保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源



+



介護サービスの利用者負担分

(所得に応じて1割又は2割～3割を負担)



質問コーナー Q&A



Q

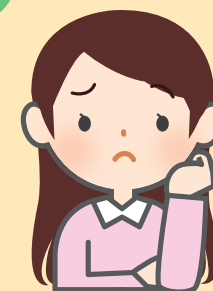
介護保険のサービスを使うつもりがないから、介護保険に加入しなくてもいいかなあ？

A

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう制度です。40歳以上のすべての人が加入しなくてはなりませんので、手続きをしなくても、40歳になると自動的に介護保険に加入することになります。



質問コーナー Q&A



Q

元気だし、介護保険は使わないつもりだから、保険料も払いたくない。払わなかったらどうなるの？

通常はサービスを利用したときの利用者負担金は1割ですが、保険料を滞納していると、1割の負担金でサービスが利用できなくなります。今は元気でも、いつサービスが必要になるかわかりません。実際使わなければならないときに困りますので、保険料は期限までに必ず納めるようにしましょう。



○1年間以上滞納すると・・・

費用の全額をいったん利用者が負担しなければならなくなります。後で申請して保険給付分（9割又は8割～7割）が支払われます。

○1年6ヶ月以上滞納すると・・・

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、又は全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

○2年以上滞納すると・・・

サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。また、滞納から2年たった保険料は支払うことができなくなりますので、サービスを受けることが非常に困難になります。

A



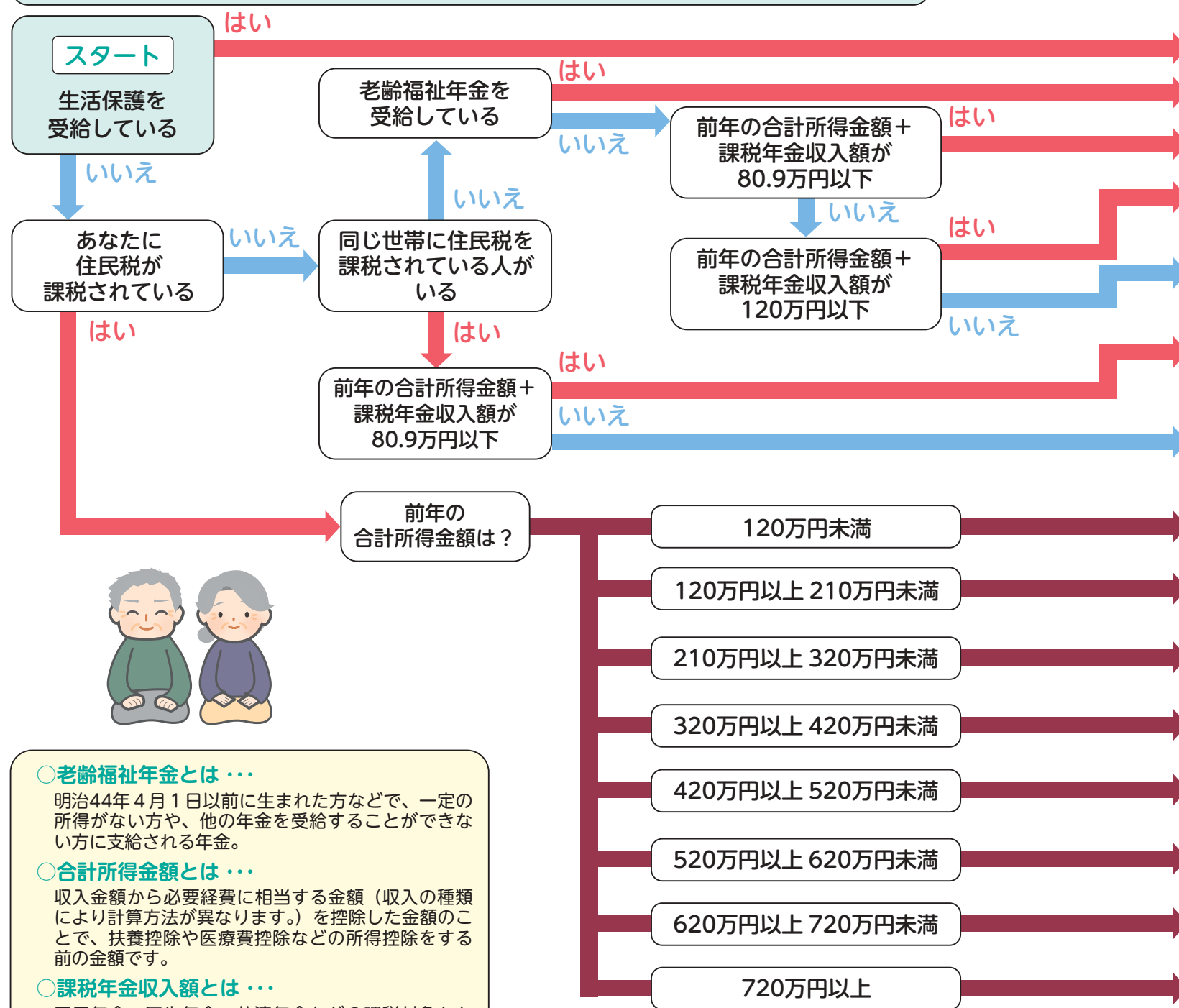
介護保険料の決め方

65歳以上の方の場合（第1号被保険者）

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じて9つの段階に分けられ、個人ごとに決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。

$$\text{基準額}^* (\text{年額}) = \frac{\text{広域連合で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{中芸5か町村の65歳以上の人数}}$$

※各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。



○老齢福祉年金とは・・・

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給することができない方に支給される年金。

○合計所得金額とは・・・

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

○課税年金収入額とは・・・

国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

65歳になる年度の保険料について

40～64歳までの方は、医療保険の保険料に介護保険分も含めて納めていましたが、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）からは介護保険料を単独で納めます。（送られてくる納付書で納めてください。）

なお、65歳になる年度の医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは年度初め（4月）から65歳になる月の前月までの分を、年度末（翌年の3月）までの納期で分けて計算されていますので、保険料を二重に納めているわけではありません。

第9期（令和6年度～令和8年度）		基準額に対する比率	保険料（年額）
第1段階	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ●生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円以下の方	× 0.455 (× 0.285)	32,214 円 (20,178 円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円を超え 120万円以下の方	× 0.685 (× 0.485)	48,498 円 (34,338 円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 120万円を超える方	× 0.69 (× 0.685)	48,852 円 (48,498 円)
第4段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合) 課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円以下の方	× 0.9	63,720 円
第5段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合) 課税年金収入額 + 合計所得金額が 80.9万円を超える方	基準額	70,800 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円未満の方	× 1.2	84,960 円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	× 1.3	92,040 円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	× 1.5	106,200 円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	× 1.7	120,360 円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 420万円以上 520万円未満の方	× 1.9	134,520 円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 520万円以上 620万円未満の方	× 2.1	148,680 円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 620万円以上 720万円未満の方	× 2.3	162,840 円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 720万円以上の方	× 2.4	169,920 円

※第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度)の介護保険料です。介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料の納め方

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」で

大きく異なります。ここでは、この2つの徴収方法について説明します。

特別徴収
(年金天引き)

年金の年額が18万円以上の方

年金の年6回の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金は、特別徴収の対象となりません。

介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、前年の所得が確定するのは、7月頃となります。そのため、特別徴収の方は、4、6、8月に前年度2月分と同じ保険料を納めます。(仮徴収)

10、12、2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます。(本徴収)



例 年間保険料 70,800 円の方の場合

前年度本徴収	仮徴収			本徴収		
2月 (前年度6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
10,600円	10,600円	10,600円	10,600円	13,000円	13,000円	13,000円

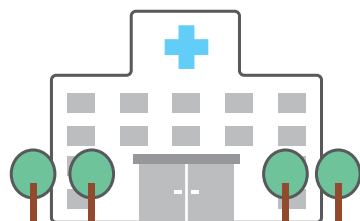
次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。
次の年度の10月からは特別徴収に変わります。

- 年度途中で65歳になった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一次差し止めになった場合 など

40歳から64歳の方の場合 (第2号被保険者)

40歳から64歳までの方の介護保険料の納付は、40歳に到達する日の属する月(1日生まれの方は前月)から始まります。65歳に到達する日の属する月の前月(1日生まれの方は前々月)まで健康保険料とともに徴収されます。

介護保険料は、加入している医療保険によって仕組みが異なりますので、お持ちの医療保険証発行先にご相談ください。

普通徴収
(窓口納付・口座振替)

年金の年額が18万円未満の方

窓口納付の方は7月に中芸広域連合から納付書が送付されます。
保険料を7月から2月までの8期に分けて金融機関又は中芸5か町村の役場窓口でお支払いください。

※ゆうちょ銀行では所定の用紙がないと納付できません。

口座振替をご利用の方は、7月に中芸広域連合から年間の保険料額をお知らせします。窓口納付と同じように、7月から2月までの8期に分けて、**25日**(休日の場合は翌営業日)に指定された口座から保険料を引き落とします。



例 年間保険料 70,800 円の方の場合

本徴収							
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)
9,200円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円

口座振替がおすすめです!!

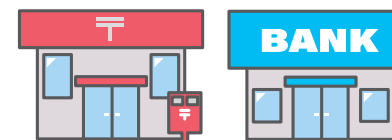
普通徴収の方には、便利で安心な口座振替がおすすめです。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次の物を持って、指定の金融機関等でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届出印)



口座振替ができる金融機関

- 高知県農業協同組合
- 四国銀行
- ゆうちょ銀行
- 高知銀行
- 高知県信用農業共同組合連合会 馬路村代理店
- 高知県信用漁業協同組合
- 高知信用金庫



認定をつける

申請から認定までの流れ

1 要介護認定の申請をします

サービスを利用するためには、要介護認定の申請をする必要があります。要介護認定では、介護保険のサービスが必要かどうか、また必要な場合にはその程度などを決めます。まずは、中芸広域連合介護サービス課窓口か中芸5か町村の担当窓口で申請の手続きをしてください。

本人が申請に行くことができない場合などには、家族や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などに申請を代行してもらうことができます。

申請するときに必要なもの

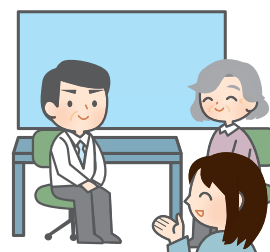
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（2号被保険者の場合）
- 対象者の主治医の確認



2 認定調査が行われます

申請してから1～2週間ほどで介護が必要な状態かどうかの調査が行われます。

また、調査と並行して中芸広域連合が主治医に意見書の作成を依頼します。



認定調査

中芸広域連合の職員や調査員などが、対象者の自宅などを訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族などから聞き取ります。

調査の際には、実際に動作を行っていただく内容もあります。

～調査では次のようなことをお聞きします～

「家族状況・住宅環境」、「関節の動きなどの身体機能」、「歩行などの動作能力」、「排泄・食事・衣服の着脱などの生活機能」、「物忘れなどの認知機能」、「生活に支障をきたすような精神行動障害」、「買い物などの社会生活への適応」、「医療関係者により処置された特定の医療行為」など。

主治医意見書

要介護認定申請が出されると、中芸広域連合から対象者の主治医に、意見書の作成を依頼します。認定調査だけでは把握できない心身の状況も医療面から把握することで、より正確な認定ができる仕組みとなっています。

質問コーナー Q&A



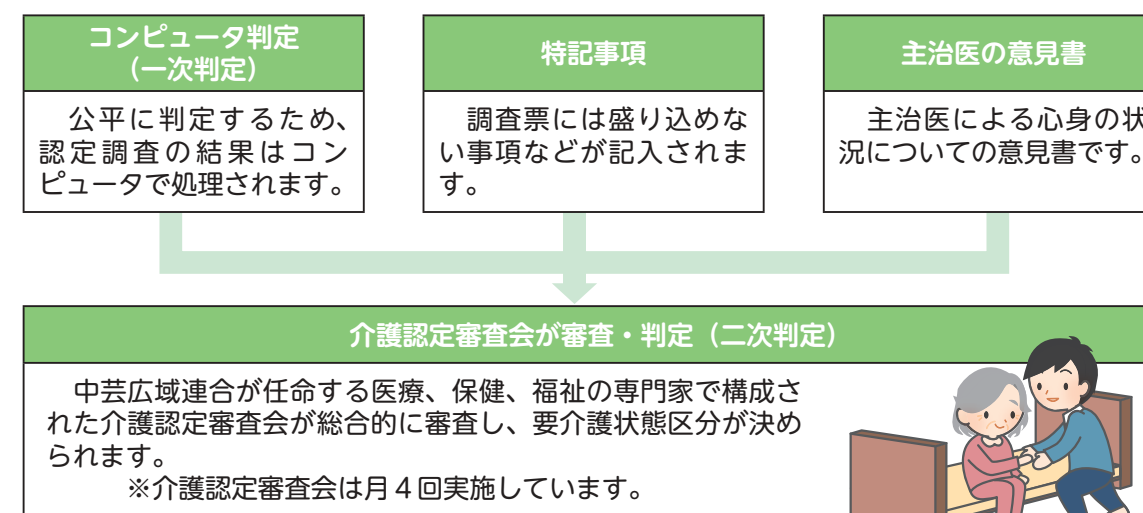
Q 主治医ってなに？

A 介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。



3 審査・判定をします

調査内容をコンピュータ判定（一次判定）した結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態の区分を判定（二次判定）します。



4 認定結果が通知されます

介護認定審査会の判定結果に基づいて、以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

※申請から認定まで約1ヶ月程度の日数がかかります。

要介護状態区分

区分	状態のめやす	利用できるサービス・事業
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない。	介護予防事業（介護保険外）
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	介護保険の 介護予防サービス
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い。	
要介護1	移動や身の回りの世話に何らかの介助が必要、または少し問題行動や理解の低下が見られる。	介護保険の 介護サービス
要介護2	要介護1の状態に加え、排泄や食事などに何らかの介助が必要	
要介護3	歩行や排泄、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要	
要介護4	日常生活全般の動作能力が低下し、介護なしでの生活は困難	
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活を営むことがほぼ不可能	

認定の更新と区分変更

認定の有効期間は3ヶ月～48ヶ月の間で、対象者の状態に応じて決定されます。有効期間満了の2ヶ月前に中芸広域連合から更新対象者にお知らせを行いますので、更新が必要な方は、更新申請を行います。また、有効期間の途中でも、対象者の状態が悪くなったときなどは、区分変更申請を行い、要介護状態区分の変更を行います。

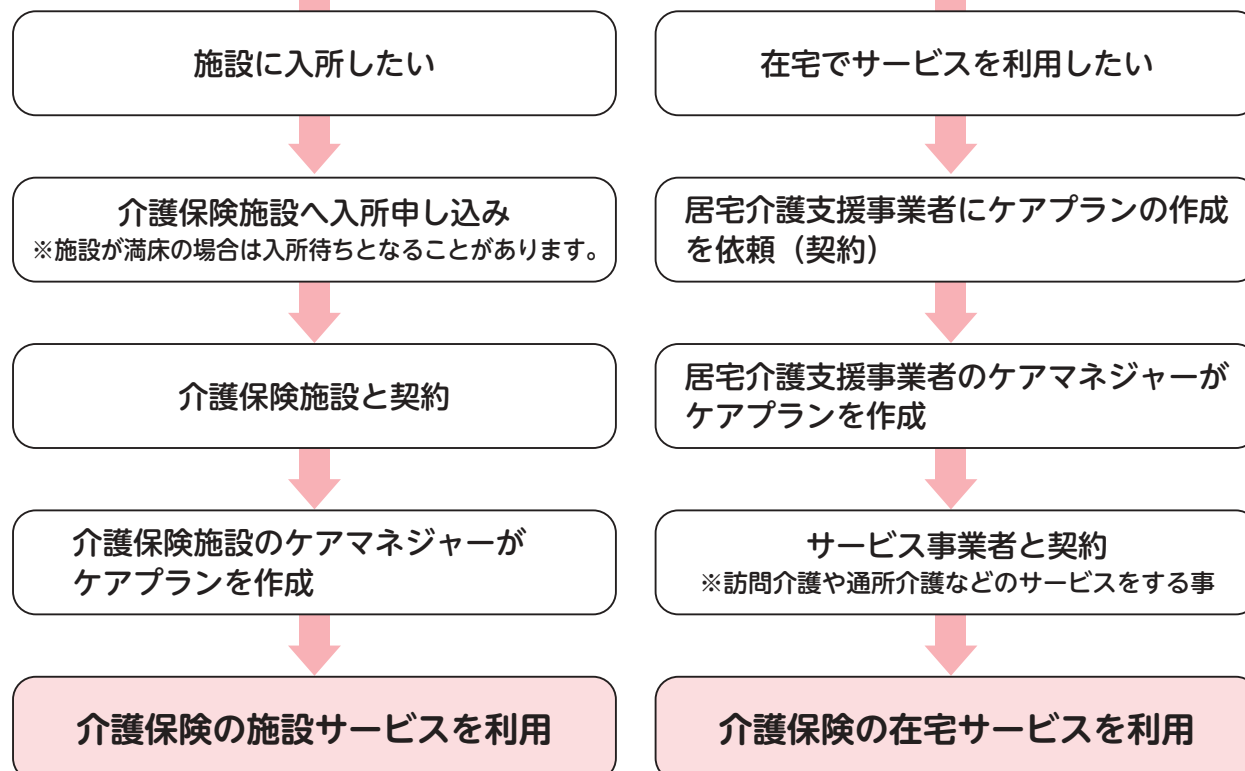
サービスを利用する

認定通知からサービス利用までの流れ

要介護1～5の方

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

要介護認定の通知（要介護1～5）



質問 コーナー Q&A



Q ケアマネジャー、
ケアプランってなに？

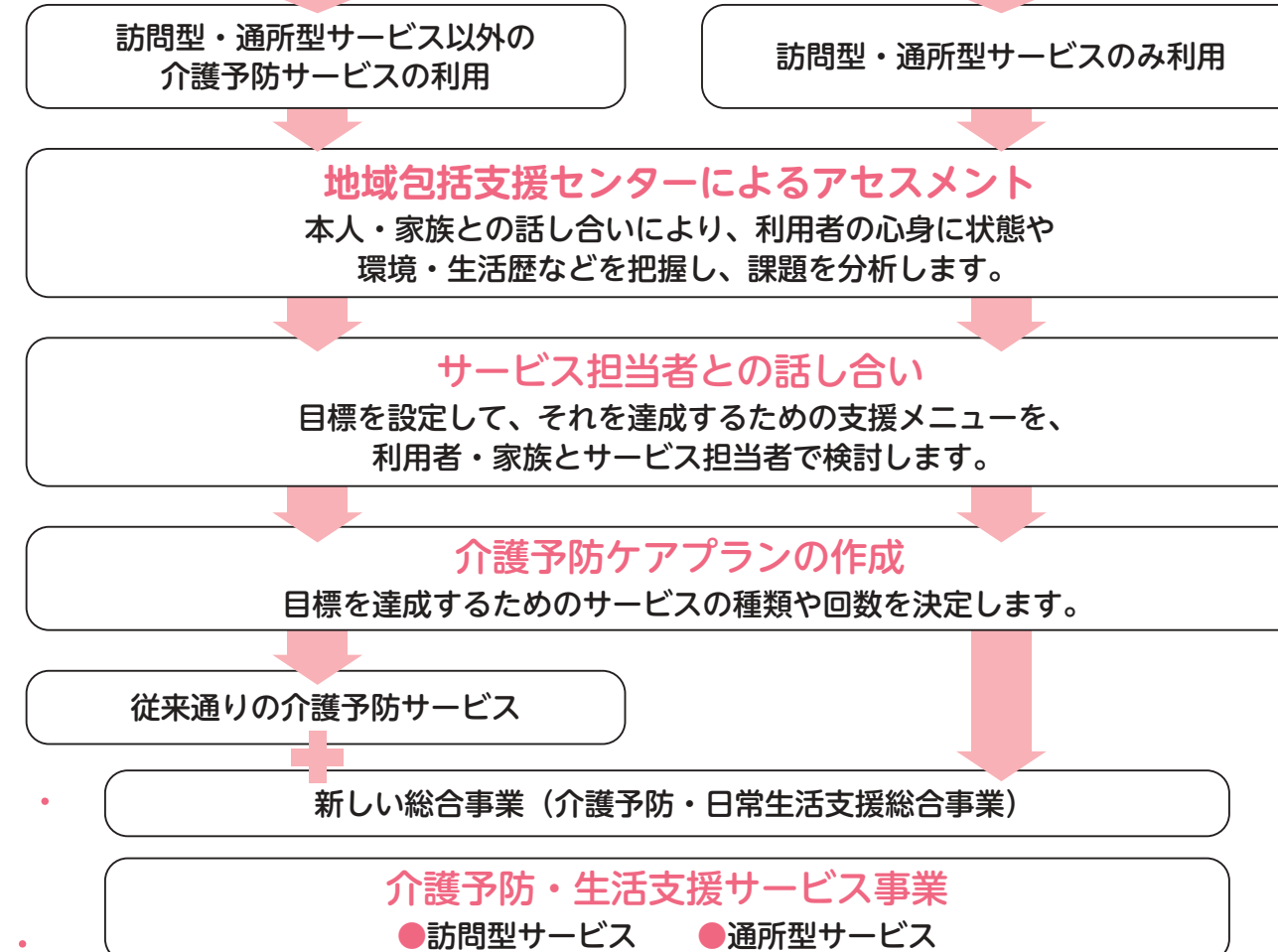
A ケアマネジャーとは、介護の知識を幅広く持った専門家です。ケアマネジャーは利用者一人一人の心身の状況に応じて利用者や家族の方と話し合いを行い、利用者に必要なサービスの計画を立てます。ケアマネジャーが作成する計画をケアプランといいます。



要支援1・2の方

「要支援1・2」と認定された方は、中芸広域連合地域包括支援センターが対象者に必要な、介護予防サービスを提供します。

要介護認定の通知（要支援1・2）



●一般介護予防事業●

対象者

65歳以上のすべての方を対象に、町村と一緒に介護予防に取り組めます。

■いきいき百歳体操

イスに腰をかけて準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動を行います。

■あったかふれあいセンター事業（サロン・ミニデイ・集会所活動等）

住み慣れた地域で、こころと体が元気で明るくなるように、介護予防事業を行っています。

■地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職などが地域に出向いて、助言や指導を行います。

■介護予防普及啓発事業

健康づくりや介護予防に関する催しで、介護予防の普及や啓発を行います。

中芸地区で利用できるサービスの種類

要介護1～5の方 在宅サービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。サービスの内容により変動する可能性がありますので、あくまでめやすとしてご覧ください。なお、それぞれのサービスを提供する事業者は28ページに掲載しています。

○ケアプランを立てる

居宅介護支援	居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランの作成を行います。	自己負担はありません
--------	----------------------------------	------------

○自宅で受ける

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、食事や排泄などの身体介護や掃除、洗濯などの生活介助を行います。

身体介護

- 食事、入浴、排泄の介助
- 服薬介助
- 衣服の交換介助

生活援助

- 部屋の掃除や洗濯
- 食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物など

※利用者ができることは、利用者と一緒にいるなどの援助をします。

利用者負担のめやす

身体介護（20分～30分未満）	244 円
生活援助（20分～45分未満）	179 円
通院のための乗降介助（1回）	97 円

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

利用者負担のめやす

訪問看護ステーション	30分未満	471 円
	30分～1時間未満	823 円



居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

利用者負担のめやす

医師、薬局薬剤師の場合	515 円
-------------	-------

訪問リハビリテーション

リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

1回	308 円
----	-------



○施設に通い受ける

通所介護（デイサービス）

通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護などを受けます。

利用者負担のめやす（7～8時間）

要介護1	658 円
要介護2	777 円
要介護3	900 円
要介護4	1,023 円
要介護5	1,148 円

※施設の規模によって異なります。
※食費は自己負担となります。

通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。

利用者負担のめやす（6～7時間）

要介護1	715 円
要介護2	850 円
要介護3	981 円
要介護4	1,137 円
要介護5	1,290 円

※施設の規模によって異なります。
※食費は自己負担となります。

短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

短期間、介護老人保健施設などに入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。

短期入所生活介護の場合

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	603 円
要介護2	672 円
要介護3	745 円
要介護4	815 円
要介護5	884 円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

短期入所療養介護の場合

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	830 円
要介護2	880 円
要介護3	944 円
要介護4	997 円
要介護5	1,052 円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

○介護付き有料老人ホームなどの入居者が受ける

特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	542 円
要介護2	609 円
要介護3	679 円
要介護4	744 円
要介護5	813 円

※食費・居住費は別途自己負担となります。



要介護1～5の方 施設サービス

日常生活全般で介護が必要な方向け

リハビリテーションを受けたい方向け

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	589円
要介護2	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

※食費・居住費は別途自己負担となります。

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護1	793円
要介護2	843円
要介護3	908円
要介護4	961円
要介護5	1,012円

※食費・居住費は別途自己負担となります。

介護予防訪問 リハビリテーション

リハビリの専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

1回	298円
----	------

介護予防居宅療養 管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、介護予防のための療養上の管理や指導を行います。

利用者負担のめやす

医師、薬局薬剤師の場合	515円
-------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師等が利用者宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

利用者負担のめやす

1回	1,090円
----	--------



サービスを利用する

要支援1・2の方 介護予防サービス

○ケアプランを立てる

居宅介護支援	中芸広域連合地域包括支援センターのケアマネジャー等が介護予防ケアプランの作成を行います。	自己負担はありません
--------	--	------------

○自宅で受ける

訪問型サービス (ホームヘルプサービス)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーが訪問し、自立に向けた介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。

利用者負担のめやす

要支援1・2	287円／回 1,176円／月	標準的な内容の訪問型サービスである場合 1週に1回程度の場合	※身体介護と生活援助
	287円／回 2,349円／月	標準的な内容の訪問型サービスである場合 1週に2回程度の場合	
	287円／回 3,727円／月	標準的な内容の訪問型サービスである場合 1週に2回を超える程度の場合	
	179円／回	生活援助が中心である場合 20分以上45分未満	※生活援助のみ
	220円／回	生活援助が中心である場合 45分以上	

○施設に通い受ける

通所型サービス (デイサービス)

通所介護施設で食事・入浴などの基本的サービスや生活行為のための支援を行い、日常生活が一人でできるよう訓練を行います。

利用者負担のめやす（1ヶ月につき）

要支援1	436円／回 1,798円／月	週1回程度（月の中で4回まで） 1か月の提供回数が5回の場合
要支援2	447円／回 3,621円／月	週1回程度（月の中で5回から8回まで） 1か月の提供回数が8回を超えた場合

※食費は別途負担となります。

介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。

利用者負担のめやす（1ヶ月につき）

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※食費は自己負担となります。



介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

短期間、介護老人保健施設などに入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。

短期入所生活介護の場合

利用者負担のめやす（1日につき）

要支援1	451円
要支援2	561円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

短期入所療養介護の場合

利用者負担のめやす（1日につき）

要支援1	606円
要支援2	767円

※食費・滞在費は別途自己負担となります。

○介護付き有料老人ホームなどの入居者が受ける

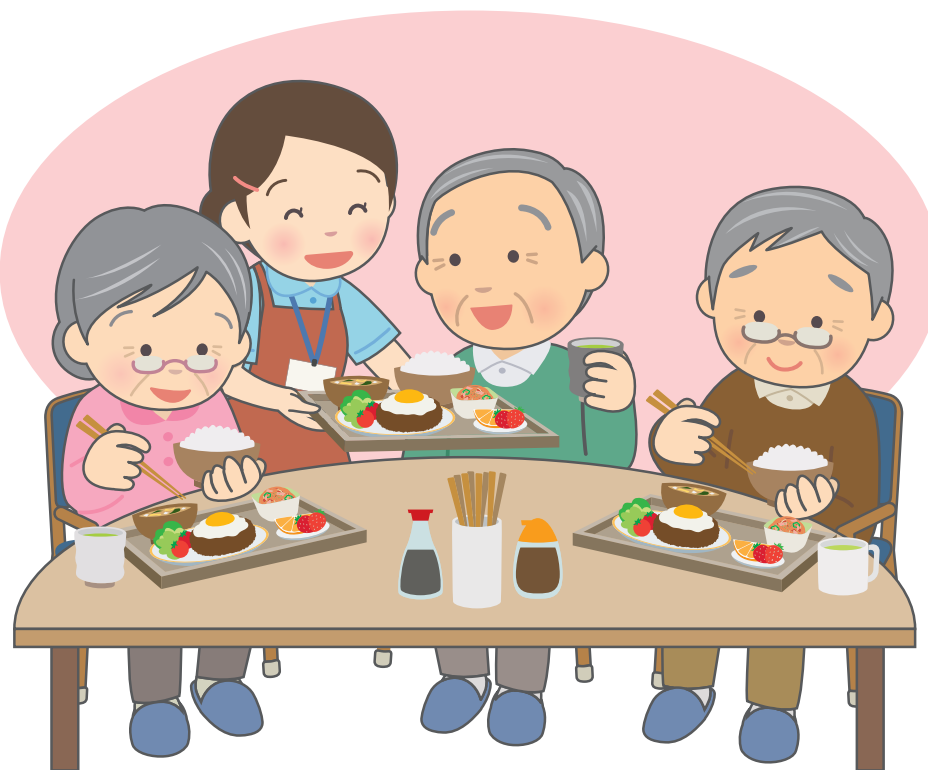
介護予防特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした食事や排泄、入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

利用者負担のめやす（1日につき）

要支援1	183円
要支援2	313円

※食費・居住費は別途自己負担となります。



要支援1・2の方 要介護1～5の方 在宅での生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与

利用者負担のめやす

貸出料の1割

※用具によって貸出料が異なります。



- 手すり（取り付け工事不要のもの）
- スロープ（取り付け工事不要のもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ

要介護2以上でないと利用できない物

- 車いす（自走用、介助用、普通型電動車いす）
- 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
- 特殊寝台（リクライニングベッド、介助用ベルトなど）
- 特殊寝台付属品（マットレス、移動用バー、サイドレールなど）
- 床ずれ防止用具（エアマットなど）
- 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
- 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）
- 移動用リフト（階段移動用リフトを含む、つり具を除く）
- 自動排泄処理装置

特定福祉用具販売

排泄や入浴など貸与になじまない福祉用具の購入ができます。

※要介護度により利用できない用具があります。

利用者負担のめやす

費用の1割（年間10万円が限度）

※指定事業所での購入のみが対象になります。

購入後に申請が必要

自分にあった用具を選ぶために、ケアマネジャーなどとよく相談してから購入し、購入後に申請してください。申請には領収書が必要になります。

費用はいったん全額支払い

費用は利用者が全額を支払い、その9割を介護保険から払い戻します。

- 腰かけ便座（便座の底上げに使う部材も含む）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具（入浴用介助ベルトを含む）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ

住宅改修費の支給

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、改修費用を支給します。

利用者負担のめやす

費用の1割（20万円が限度）

※20万円以内であれば、数回に分けて使うこともできます。

事前に申請が必要

改修工事の前に、中芸広域連合への申請が必要となります。ケアマネジャーなどとよく相談して、施工箇所や施工業者を決めて、申請してください。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材、または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他、各工事に付帯して必要な工事

費用はいったん全額支払い

費用は利用者が全額を支払い、その9割を介護保険から払い戻します。

※利用者負担のめやすは、1割負担を例としており、所得に応じて2割負担、3割負担となる場合があります。

要支援1・2の方 要介護1～5の方 地域密着型サービス

○認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

利用者負担のめやす(6～7時間未満)

要支援1	760円
要支援2	851円
要介護1	880円
要介護2	974円
要介護3	1,066円
要介護4	1,161円
要介護5	1,256円

※食費は別途自己負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。

利用者負担のめやす(1日につき)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の方は利用できません。
※食費は別途自己負担となります。

○通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

利用者負担のめやす(1ヶ月につき)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

※食費は別途自己負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

利用者負担のめやす(1ヶ月につき)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援の方は利用できません。
※食費は別途自己負担となります。

○小規模な施設への通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

※要支援の方は利用できません。
※食費は別途自己負担となります。

利用者負担のめやす(7～8時間未満)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

質問 コーナー Q&A



居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置している事業者です。要介護認定の申請代行や要介護状態と認定された方のケアプランの作成、サービス事業者との連絡・調整をします。

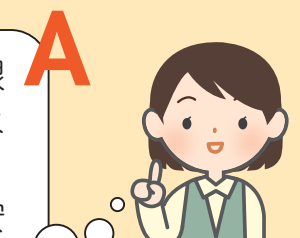


質問 コーナー Q&A



地域密着型サービスって、どんなサービス？

地域密着型サービスは、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように支援するサービスです。
中芸地区の地域密着型サービスは、「奈半利町」「田野町」「安田町」「北川村」「馬路村」の方のみ利用することができます。



介護サービス・
介護予防サービスの

契約するときの注意点

サービス提供事業者などと契約する前に、以下のことに注意しましょう。
契約書もよく読み、もし不明な点がありましたら、説明を受けて確認しましょう。

契約の目的

契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者

契約の当事者が利用者と事業者になっているか。

指定事業者

高知県等から指定された事業者か。

サービスの内容

サービス内容やその回数が利用者の状況に合っているか。

契約期間

在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは退所に伴い、利用者は契約解除ができるか。

利用者負担金

利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。また、介護保険法に基づいた金額となっているか。

解約について

利用者からの解約条件やその手続きについて明記されているか。利用者は一定の予告期間を持って解約ができるか。

損害賠償

サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持

利用者またその家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

利用者・ご家族の皆様へお願い

サービス提供事業者は、サービスを利用される方やご家族等と信頼関係を築きながら、利用者の皆様が安心して生活ができるよう支援を行っております。ハラスメントを防止することは、サービスを継続して円滑に利用できるようにつながりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ハラスメントとは

- 身体的暴力 …… 物を投げる、叩く、手を払いのける など
- 精神的暴力 …… 怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、理不尽な要求 など
- 性的いやがらせ …… 不必要に職員の身体を触る、卑猥な言動 など

地域を支える

～ ご近所づきあいから地域参加へ ～

ご近所同士の見守りは暮らしやすい地域づくりの土台となります。「見守り」は、お互いを思いやる気持ちが大切です。
また、地域活動への参加は、地域のためになるだけでなく、自分自身の生きがい、健康づくりにつながります。

◎ご近所づきあいから近隣の方の異変に気づく

まずはご近所の方とあいさつできる関係になりましょう。

異変に気づくポイント

- ☐ 新聞・郵便物がたまっている。
- ☐ 同じ洗濯物が干されたままになっている。
- ☐ 見かけなくなった。夜でも電気がつかない。
- ☐ 雰囲気以前と変わった。(元気がない、痩せてきた、会話が噛み合わない)
- ☐ 身なりが以前と違う。(服が汚れている、服装が季節にあわない、髪が乱れている)
- ☐ 怒鳴り声が聞こえる。
- ☐ 普段見かけない人が出入りしている。

異変に気づいたときは・・・

なんらかの支援を必要としている可能性があります。
心配なときは、地域包括支援センターなどに相談しましょう。

◎地域活動へ参加しましょう

地域活動の情報は、町村の広報誌や、ホームページなどから入手できます。

地域への参加の例

- ☐ ボランティア活動への参加
(地域の清掃や緑化活動、教育、文化活動への参加など)
- ☐ 地域の行事への参加
- ☐ 防災活動等への参加

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域の皆さんの安

「地域包括支援センター」は地域にお住まいの高齢の皆さんやその家族、地域住

心を支えます。

民の皆さんの介護や福祉などについての様々な相談に対応しています。

こんなことはありませんか？

悪徳商法の被害にあってしまった。

訪問販売が来て、高額な買い物をさせられた。

消費者センターに行くべきか。

警察にも相談したほうがいいかも・・・

心身の状態に不安が出てきた。

最近物忘れがひどくてなんだか心配。

病院に行ったほうがいいかも

介護予防の訓練を受けたい。

どのような訓練が必要なのか？

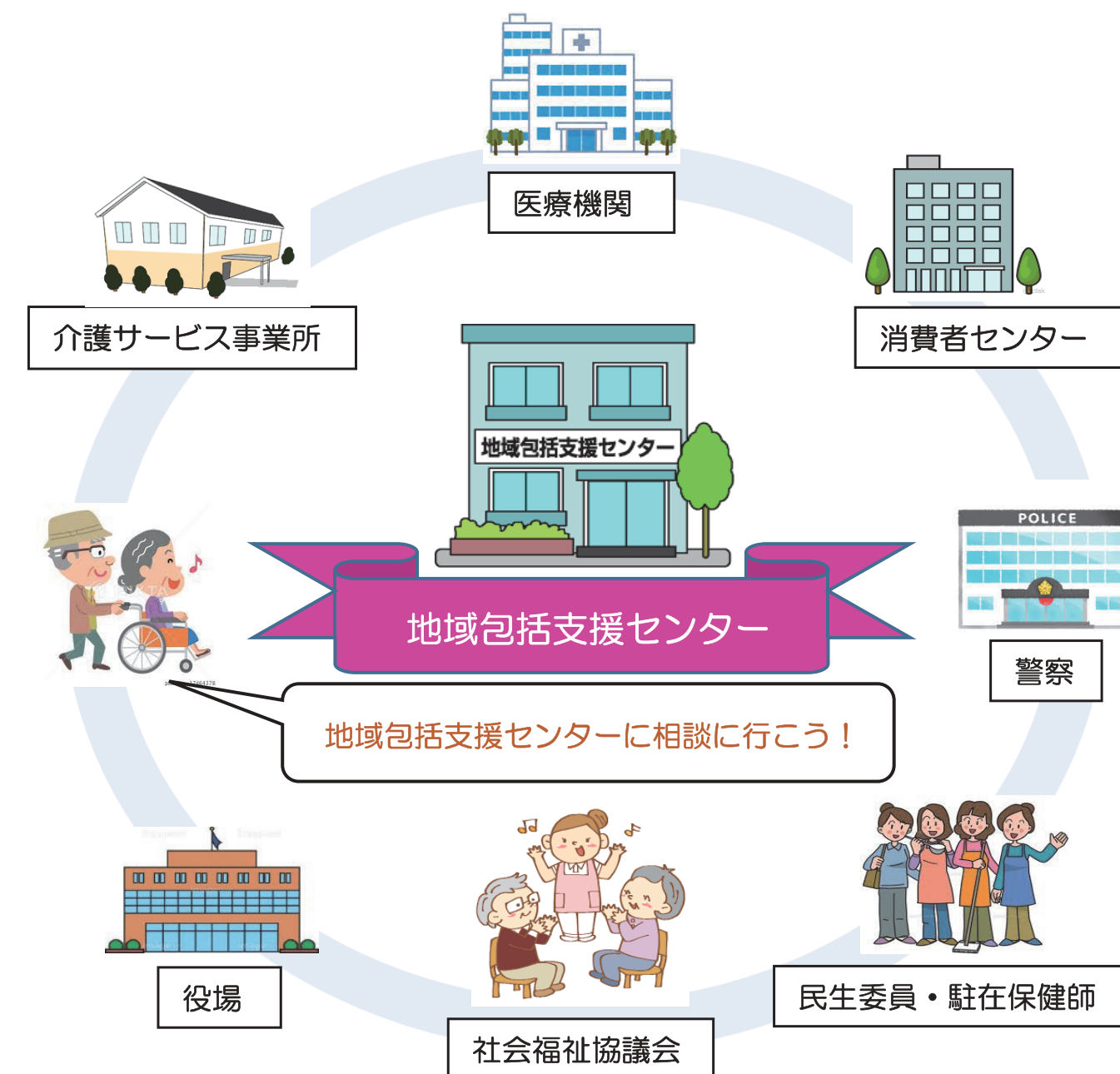
役場？ 介護施設？

どこに相談したらよいのか・・・

ちょっとした体調の変化や日常生活での心配事など、どこに相談をしたらよいか迷った時はありませんか？

どんなスタッフが

介護支援専門員、保健師、社会福祉士を中心に構成され、それぞれが専門知識を活かし、お互いに連携をとりながら、皆さんのくらしを支援します。



専門知識を持ったスタッフが、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。（つまり、安心生活のためのコーディネーターです。）



介護支援専門員
介護予防ケアプランの作成など



保健師
介護予防指導や相談など



社会福祉士
関係機関との連絡・調整など

中芸地区の介護保険サービス事業所一覧

居宅介護支援事業所

事業所名	住所・電話番号
ケアプランセンター てのひら	奈半利町乙 440-1 ☎0887-38-5020
ケアプランナー ハーネス	奈半利町乙 3704-1 ☎0887-38-7845

訪問介護（ホームヘルプ）

事業所名	住所・電話番号
ヘルパーステーション さくら	奈半利町乙 3704-1 ☎0887-38-8605
ヘルパーステーション てのひら	奈半利町乙 440-1 ☎0887-38-4080

通所介護（デイサービス）

事業所名	住所・電話番号
デイサービスセンター なはり	奈半利町乙 4597-1 ☎0887-38-8015
デイサービスたの	田野町 636-1 ☎0887-37-9898
デイサービスセンター たいよう	安田町西島 72-1 ☎0887-38-5546
デイサービスセンター 柚子の郷	北川村野友甲 710-2 ☎0887-32-1231
馬路村デイサービス センター	馬路村馬路 407-1 ☎0887-42-1020
デイサービス蓮	田野町 2482 ☎0887-37-9885

通所リハビリテーション

事業所名	住所・電話番号
介護老人保健施設 ヘルシーケアなはり	奈半利町乙 3740-1 ☎0887-38-5566

訪問リハビリテーション

事業所名	住所・電話番号
訪問リハビリテーション たの	田野町1414-1 田野病院内 ☎0887-38-7111

訪問看護

事業所名	住所・電話番号
訪問看護ステーション なかやま楽校	安田町正弘 1532 ☎0887-30-1945

小規模多機能型居宅介護

事業所名	住所・電話番号
和ごころ	田野町 1915-1 ☎0887-37-9531

看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	住所・電話番号
なかやま楽校	安田町正弘 1532 ☎0887-30-1945

居宅療養管理指導

事業所名	住所・電話番号
元氣堂調剤薬局 なはり店	奈半利町乙 3711-12 ☎0887-32-1988
東山薬局	奈半利町乙 1281-2 ☎0887-38-5911
東山薬局 西店	奈半利町乙 1627-1 ☎0887-38-7301
はまゆう薬局	田野町 1810-2 ☎0887-38-2151

特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

事業所名	住所・電話番号
アローなごみ中芸	田野町 1456-45 ☎0887-38-5657

認知症対応型通所介護

事業所名	住所・電話番号
デイサービスセンター 愛光	奈半利町乙 478-1 ☎0887-38-3101

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業所名	住所・電話番号
グループホーム いしんの郷	田野町 1456-45 ☎0887-38-8755
グループホーム くすのきの里	安田町西島 89-3 ☎0887-32-1002

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） +短期入所生活介護（ショートステイ）

事業所名	住所・電話番号
特別養護老人ホーム 愛光園	奈半利町乙 478-1 ☎0887-38-3101

介護老人保険施設+短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

事業所名	住所・電話番号
介護老人保健施設 ヘルシーケアなはり	奈半利町乙 3740-1 ☎0887-38-5566

介護保険に関することは

ちゅうげいこういきれんどう

中芸広域連合 介護・保健福祉課

〒781-6410 安芸郡田野町1456 番地 41

電話 0887-32-1165 FAX 0887-32-1195